

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
6	国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長（四、三、二六）	四、三、二六	四、三、二六	四、三、二七（予）	四、三、二七	

国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、完全週休二日制を実施するために、行政機関等と

本法律案の主な内容は、次のとおりである。
一、すべての土曜日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機

関の執務は、原則として行わないものとする。

二、本法は、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（政令で定める日）から施行する。

ただいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

同様に、すべての土曜日を国会に置かれる機関の休日としようとするものであります。

委員会に置きましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告致します。